

設計上の労務費割増分の増額に 関する取組みについて

(6月4日既報告事項とその後の取組み)

平成26年 9月 9日

東京電力株式会社

○設計上の労務費割増分の増額

2013年11月8日『福島第一原子力発電所の緊急安全対策』の一環として、「敷地内作業に適用する設計上の労務費割増分の増額」を公表。

- ・施策の目的:福島第一原子力発電所の厳しい環境の中で働く作業員の賃金改善を通じてモチベーションの向上を図る。
- ・施策の内容:当社の設計段階で労務費割増分を増額し、請負金に反映させることにより、作業員の賃金改善を図る。

取引先への働きかけ①

■本施策が有効に機能するための施策について、元請各社へ説明するとともに、施策徹底の要請を以下のとおり実施。

○本施策の趣旨説明会を開催

(2013年11月11日,25日,12月4日,18日[本店],12月26日[Jヴィレッジ])。

○本施策の趣旨について資材部長名義の文書を発信(2013年11月29日)。

○社長から直接の要請(2013年12月20日),
定例会議の場であらためて要請(2014年1月16日)。

■労務費割増分の増額を作業員の賃金に反映させるための施策(行き渡る施策)やその検証方法の検討・進捗状況について、主要元請各社(34社)に対し、報告を依頼(2014年1月24日)。

<参考> 有効に機能するための施策

具体的な施策は次のとおり

①「見積りにあたっての留意事項」を改訂

- ・敷地内作業における装備等の違いにより異なる当社設計上の割増額を明記

②契約の「付帯条件」を改訂

- ・適切な賃金が労働者に確実に行き渡るための施策の立案・実行, 施策内容および検証結果の報告を要請
- ・元請会社との相互協力のもと, 労働環境等に差し支えがあると認められる場合には当社は必要な措置をとることができる旨を明記
- ・末次の下請会社までを網羅した施工体系図の提出を要請

③当社の協力

- ・契約毎の労務費割増分の増額による影響額など, 元請会社が本施策を履行するにあたって有用な情報を元請会社へ提供

取引先への働きかけ②

■元請各社(当面受注の可能性が無いことから、報告を控えた3社を除く31社が対象)から報告を受けた行き渡る施策やその検証方法について、実効性確認等の実査に先立ち、次のような視点から、元請会社へ事前ヒアリングを実施中。

(2014年4月8日～)

- ①当社の施策および行き渡る施策の趣旨説明が、元請から下請、更に末次の下請に至まで確実に行われ、その記録を確認できること。
- ②当社の施策および行き渡る施策の趣旨説明が、雇用主と作業員間で確実に行われその記録を確認できること。
- ③行き渡る施策が、元請から末次の下請に至まで確実に機能していることを確認できること。
- ④行き渡る施策が、作業員の賃金改善面で確実に機能していることを確認できること。
- ⑤行き渡る施策が確実に実施されたことの結果報告が可能であること。
- ⑥増額が、作業員の賃金改善に確実に反映されていること検証できること。

<参考> 元請会社の検討施策の一例

- ①元請から下請, 更に末次の下請に至まで行き渡る施策が確実に行われるよう, 当社と元請間の契約と同じように, 契約付帯条件等で行き渡る施策の立案と検証方法の確立を要請する一方, 注文書・依頼書・請書等に契約額と割増分の増額を併記する。
- ②雇用主から作業員に行き渡る施策として, 労働条件通知書に割増分の増額欄を設け, 労働条件の明示の際に作業員に説明を行い, 理解・納得を得られた作業員から合意署名を受ける。
- ③作業員に割増分の増額が確実に支払われ, 賃金改善に反映されていることを検証するために, 注文書等への契約額と割増分の増額の併記や労働条件通知書への記載内容, 支払書類への反映状況等について確認作業を行う。

実効性等の確認(実査)

■事前ヒアリングで、行き渡る施策やその検証方法の妥当性について確認できた元請から、6月以降施策の実効性等の確認作業を行う予定。

○具体的には.

元請各社の現場事務所に伺い、事前ヒアリングで確認した各種記録を調査する。

- ・当社の施策および行き渡る施策の趣旨説明の記録(議事録等)。
- ・行き渡る施策が、元請から末次の下請に至るまで確実に機能していることが確認できる記録(注文書・仕様書等)。
- ・作業員の賃金改善で確実に機能していることが確認できる記録(支払書類等)。

就労実態に関するアンケートによる検証

■末次作業員の賃金改善に反映されるタイミングを踏まえつつ、定例的に行っていたアンケートの中へ、設計上の労務費割増分の増額に係わる問いを設けるべく、その実施時期等について検討。

以上

施策確認状況

- ヒアリング対象会社は、46社。そのうち36社の施策確認が終了(8月末時点)。
- 残る10社については新規元請等であり、現在、施策を検討中。
引き続き、当社は元請等の施策内容の確認について対応していく。

実効性の確認作業

- 実効性の確認は、当社が元請に支払い、元請から当該工事に携わる全企業に対し支払が完了した件名を対象に実施。(支払状況については、毎月調査)
- 元請各社の現場事務所に伺い、事前ヒアリングで確認した施策を各種資料で調査。
当該件名の末次企業1社をサンプル抽出し、その事業主にもご同席いただく。なお、具体的な資料は次のとおり。
 - ・当社の施策および行き渡る施策の趣旨説明記録(議事録等)。
 - ・元請から末次の企業に至るまで、行き渡る施策が確実に機能していることを確認できる書類(施工体制図・階層毎の注文書・仕様書・契約書等)。
 - ・作業員の賃金改善が確実に機能していることが確認できる資料(労働条件通知書や賃金台帳等支払書類)。
- 6/24より確認作業を実施し、現時点では2社(2件名)に対し確認済み。
当該2件について、施策が機能していることを確認。
- 実査については、引き続き対象各社と日程調整中(9月第2週～)。

アンケートによる検証

○アンケートで、「設計上の労務費割増分に係わる設問」を次のとおり設定。

設問. 賃金割増や新規手当について雇用企業等から説明を受けましたか？これは東電が実施している「作業員のみなさまの賃金改善の取り組み」を踏まえて実施しているものです。

選択肢 1. 説明を受けた
2. 検討中との説明を受けた
3. 説明を受けていない ⇒ 雇用企業名及び元請企業名記載欄を設ける。
また、その他の「ご意見」欄も設ける。

上記「1. 説明を受けた」「2. 検討中との説明を受けた」を選択

追加設問 現在あなたの賃金は、説明を受けた通りに割増されていますか？

選択肢 1. 賃金が割増されると聞いた時期がまだ来ていない
2. 賃金が割増されると聞いた時期から説明通り割増されている
3. 賃金が割増されると聞いた時期を過ぎても説明通りの割増がない ⇒ 雇用企業名及び元請企業名記載欄を設ける。
また、その他の「ご意見」欄も設ける。

以上